地域に根ざした産品とそれを支える仕組み

政策情報分析官

恵久 内藤

日本は南北様々な気候風土があり、豊かな自然が あり、四季がある。それを活かして、地域独特の優 れた農林水産物、食品が生産されており、旅行など でその土地の特産品を食べたりすると、日本に生ま れて良かったと実感することも多い。

このような産品には、泉州水なす、小田原かまぼ このように地域名と一体となった名称が付けられて いるものも多い。地域の気候風土を活かした特徴あ る産品がその土地で長年生産されたことで、地域と その産品が強固に結びついて認識されるようになっ たものだ。このような名称は「地理的表示」といわ れている。

しかし、どのような産品をその名前で呼ぶのか必 ずしもきちんとした基準がない場合や、基準があっ てもそれが守られているかどうか不確かな場合も多 い。例えば、この前お話をお伺いした「かごしま黒 豚」の場合、サツマイモを一定以上餌に混ぜるなど の生産の基準を定めており、これが優れた肉質と なって現れているという。しかし、この基準を満た して生産された黒豚は、鹿児島産黒豚の約半数に過 ぎない。一方、消費者は、鹿児島産の黒豚ならばど れもすばらしいものだと思って購入しているのが通 常である。これはお互いに不幸だ。基準を満たさな い農産物を買い、期待した通りの品質でなくがっか りする消費者もそうであるし、その消費者の不満足 から努力に見合った評価がされないこととなる生産 者も同様だ。そんなことが続けば、手間暇かけて優



れた黒豚を作っていこうとすること自体が廃れてし まわないとも限らない。

ヨーロッパでも、地域の特徴を活かした優れた産 品が多く生産されている。パルマハム、シャンパン など日本で有名な産品も多い。このヨーロッパでは, 地理的表示を保護する仕組みがある。この仕組みで は、その地理的表示を名乗ってよい産品の生産基準 や品質基準を定めて広く明らかにし、その基準を満 たさない産品について地理的表示を使うことを禁止 している。また、独立した検査機関が検査をするこ とによって、基準が守られていることを保証してい る。ただ、このような仕組みだけで、うまくいくわ けではない。生産者側の良いものを提供していこう とする意思、消費者側の優れた品質のものは正当に 評価して少々高くとも買っていこうとする意思、も

う少し強い言葉 で言えば両者の 覚悟のようなも のがあってこそ, 優れた産品が継 続して生産され ているのだろう と思う。





PDO(保護原産地呼称) PGI(保護地理的表示)

少し話は飛ぶが、食料自給率の向上などについて も、大切なのは、こういった覚悟のようなものでは ないだろうかと思う。生産する者と消費する者の強 固なつながりの中でこそ, 食料は安定的に生産され ていくのだろう。

話を地理的表示に戻せば, 現在, 日本には, 生産 方法や品質を保証した上でこういった名称を保護す る仕組みがない。生産者と消費者のつながりを強固 にするための助けとなる仕組みができれば喜ばしい ことだ。私も、そのような制度ができないのか研究 を進めているところである。